

「AI・ロボティクス・セキュリティ等導入促進支援プラットフォーム事業」における 「セキュリティ診断サービス事業」（令和8年度）実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、京都市内中小企業等による、AI、IoT、ロボティクス等の導入における情報セキュリティ対策の取り組みを推進することを目的として、京都市内の主に製造業を営む中小企業を対象に、公益財団法人京都高度技術研究所（以下「当財団」という。）が実施する「セキュリティ診断サービス事業」（以下「本事業」という。）の実施に関し、必要な事項を規定するものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、以下に定めるところによる。

- 1 拠点 本事業に係る製品開発、生産、営業等の事業活動を遂行する本店・支店、営業所、事業所、研究所等をいう。
- 2 中小企業等 別表1に掲げる資本金基準、従業員基準のいずれかを満たす、別表2に掲げる区分に該当する法人又は個人をいう。

（実施内容）

第3条 本事業では、「サプライチェーン強化に向けたセキュリティ対策評価制度」（以下「SCS 評価制度」という。）における★3（以下「SCS★3」という。）の登録に向けた取り組みを進める事業者に対し、その事業拠点における情報セキュリティへの取り組み状況を診断する。

（対象者）

第4条 本事業の対象者（以下「対象者」という。）は、京都市内に主たる事業所又は事業拠点を有する中小企業等とする。

- 2 前項の規定に関わらず、次のいずれかに該当する者は、本事業の補助対象者とししない。
 - 1 次のいずれかに該当する中小企業者（みなし大企業）
 - ① 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業（中小企業等以外のものであって、事業を営む者をいう。以下同じ。）が所有している中小企業等
 - ② 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業
 - ③ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業
 - ④ 発行済株式の総数又は出資価格の総額を①～③のいずれかに該当する会社が所有している中小企業
 - ⑤ ①～③に該当する会社の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている会社
 - 2 京都市税を滞納している者
 - 3 営業に関して必要な許認可等未取得していない者
 - 4 役員等（個人である場合はその者を、法人である場合はその役員又は事業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者
 - 5 暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
 - 6 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
 - 7 役員等が暴力団及び暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的或いは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
 - 8 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
 - 9 購入契約その他の契約に当たり、その相手方が(4)から(8)までのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められる者
 - 10 (4)から(8)まで（(9)の場合を除く。）のいずれかに該当する者を購入契約その他の契約の相手

方とした場合に、当財団が当該契約の解除を求めたにも関わらず、これに従わない者
11 前各号に規定するもののほか、当財団理事長が不適当であると認める者

（対象者数）

第5条 対象者数の上限は20社以内とする。

（対象範囲）

第6条 各対象者の実施範囲は、対象者の事業拠点における、SCS 評価制度での対象となる IT 基盤とする。

（診断にかかる費用）

第7条 診断にかかる費用は、対象者あたり1拠点、端末台数30台までは無料とする。

2 対象者から希望があった場合には、上記範囲を超える拠点・端末台数および診断項目については、追加診断として別表3に示す対象者の自己負担により診断を行う。

（申し込み）

第8条 診断を受けようとする事業者は、申込書（第1号様式）により当財団に申し込む。

2 当財団は、前条に規定する申し込みがあった場合は、第4条に該当する対象者であることを確認した上で受理し、その可否を速やかに事業者へ通知する。

（変更等の申請）

第9条 第8条の申込書の内容に変更・中止があったときには、診断を受けることが決まった者（以下「利用者」という。）は、速やかに「セキュリティ診断サービス」変更等（変更・中止・廃止）承認申請書（第2号様式）を当財団に提出しなければならない。

2 当財団は、前項に規定する変更等の申請があったときは、その内容を精査のうえ、承認の可否を決定し、速やかに補助事業者へ通知する。

（知的財産権の帰属）

第10条 診断による成果物（報告書等）の著作権は当財団に帰属する。

2 前項にかかわらず、利用者は成果物を自らの事業活動の範囲内において利用できる。

（調査と広報への協力）

第11条 利用者は、当財団や京都市が行う、事業の成果に係る当財団の継続調査や広報に協力しなければならない。

（その他必要な条項）

第12条 この要綱に規定するもののほか、事業の実施に関し必要な事項は当財団が別に定める。

附 則

この要綱は令和8年10月13日から施行する。

別表 1 （第 2 条関係）

●中小企業等

以下の、資本金基準又は従業員基準のいずれかに該当する企業

主たる事業として営んでいる業種	資本金基準 (資本金の額又は 出資の総額)	従業員基準 (常時使用する 従業員の数※)
製造業、建設業、運輸業、その他の業種（下記以外）	3 億円以下	300 人以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3 億円以下	900 人以下
卸売業	1 億円以下	100 人以下
小売業	5 千万円以下	50 人以下
サービス業（下記以外）	5 千万円以下	100 人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3 億円以下	300 人以下
旅館業	5 千万円以下	200 人以下

※常時使用する従業員には、事業主、法人の役員、臨時の従業員は含まない。

別表 2 （第 2 条関係）

●事業者の区分

区分	具体的な組織・事業形態
会社及び会社に準ずる営利法人	株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、特例有限会社、士業法人（弁護士法人、税理士法人等）
農業法人（会社形態）	株式会社、合同会社等の会社形態で農業を営む事業者
商工業を営む個人事業主	製造業、建設業、運輸業、情報通信業、卸売業、小売業、宿泊業、サービス業等を営む個人事業主

別表 3（第 7 条の 2 関係）

●拠点数および端末台数の追加

診断対象とする拠点数、端末台数を追加する場合は以下の通りとする（税抜）。

端末台数	1 拠点目	2 拠点目以降（1 拠点ごとの料金）
10 台まで	—	72,000 円
11～20 台	—	108,000 円
21～30 台	—	144,000 円
31～40 台	90,000 円	216,000 円
41～50 台	180,000 円	288,000 円
51 台以上	別途見積	

●追加診断項目

利用者の希望により追加できる診断項目は以下の通りとする。

診断項目	料金
高度物理インフラ診断	別途見積
Wi-Fi 電波環境の可視化	
Cyber Essentials の観点による 技術的対策の確認	
外部公開資産に対する脆弱性診断／ 標的型攻撃メール訓練	